

総務文教常任委員会
(条例審査)

1. 開催日	平成31年2月27日(水)
2. 場所	401・402会議室
3. 出席議員	隅田雅春委員長、栗山泰三副委員長、安井博幸委員、恒田正美委員、田村直也委員、河南克典委員
4. 会議に付した事件	<p>議案第9号 篠山市自治基本条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第20号 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第21号 篠山市立篠山総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第22号 篠山市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第23号 篠山市立たんば田園交響ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p>
5. 議事の経過	<p>隅田委員長 開議宣告</p> <p>■政策部</p> <p>日程第1 議案第9号 篠山市自治基本条例の一部を改正する条例</p> <p>【主な説明】</p> <p>議案説明資料に基づき説明</p> <p>【主な質疑】</p> <p>安井委員 第23条・附属機関等への参加について、公募委員への応募が少なく、なり手不足と聞く。三田市では、附属機関等の委員を無作為に抽出して市民へ依頼しているとも聞いている。そうした事例もあり、一般市民にも参加してもらった仕組みづくりを検討してはどうか。</p> <p>政策部 附属機関等の委員構成に関して、幅広い人材を選出するという趣旨については、自治基本条例検証委員会で議論され、改正内容にも反映している。</p> <p>安井委員 決まった人ではなく、市民が参加する仕組みにしてほしい。</p>

恒田委員	パブリックコメントを募集されていたが、どのような意見があったのか。
政策部	自治基本条例改正（案）に対する意見はなかった。
安井委員	以前パブコメを提出したことがあるが、その意見がどのように反映されたのかなど、提出者に対して回答等はないものなのか。
政策部	パブリックコメント手続条例第10条において、結果の公表等が規定されており、いただいたコメントがどう反映されたかなどの結果を市ホームページで公表している。
恒田委員	検証委員会の中では、条例改正以外の部分に対して、どのような意見があったのか。
政策部	検証委員会での議論では、条文の改正以外にも条例の運用について5点の意見をいただいた。1つ目は、市民自活意識の高揚について、2つ目は、災害時の危機管理体制について、3つ目はユニバーサル社会の推進について、4つ目はコミュニティの担い手の育成について、5つ目は外部人材との協同、参画、連携強化について、であり、報告書にも記載している。
安井委員	今回の見直しにおいて、住民投票に関する意見はあったのか。
政策部	市民自治の高揚について、議論した中で、投票率が約70%であったことについて意見があった。しかしながら、住民投票については、自治基本条例第27条において、「住民投票を実施することができる」と規定しているが、その実施にあたっては、篠山市住民投票条例で規定されていることから、検証委員会では特に意見等はなかった。
栗山副委員長	自治会について、関係が希薄になっているのではないかと考えるが、そういったことも改正内容に盛り込むべきではないか。
政策部	自治基本条例第21条において、コミュニティの意義について規定している。しかしながら、市民協働の実態は希薄化おり、市民協働課の施策等も含めて研究することが大切であるとする。

■教育委員会

日程第4 議案第22号 篠山市立学校給食センター設置条例の一部を改正する 条例

【主な説明】

議案説明資料に基づき説明

【主な質疑】

- 安井委員 丹波篠山市への市名変更に伴い、東部・西部学校給食センターの「篠山」を削除することについては理解できる。名称変更に関して、どのような協議・検討がされたのか説明願う。
- 教育委員会 まず、教育委員会事務局内部で協議し、教育委員会に提案した。給食センターは、市内の学校給食を賄う施設であり、市外からの来客者はまずないことから、「篠山」を削除し、市立東部、西部学校給食センターとすることとした。他の教育委員会所管の施設については個々の事情により判断した。
- 隅田委員長 市名変更や施設名称変更に伴い、施設銘板や給食配送車等の変更費用は増加するのか。
- 教育委員会 施設の銘板については、変更に伴い費用は発生する。車両については、名称の表示はシールになっており、「篠山」の部分を取る予定にしている。

日程第5 議案第23号 篠山市立たんば田園交響ホールを設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【主な説明】

議案説明資料に基づき説明

【主な質疑】

- 安井委員 本会議において、「たんば」を取ることに對する議員からの質問に対して、教育委員会から「たんば」は丹波市の施設と誤解されやすいとの答弁があった。また、「丹波篠山田園交響ホール」にすると、「丹波篠山市立丹波篠山田園交響ホール」となり、施設名が長く、煩わしいと感じる。全国的にもみても「田園交響ホール」という同様の名称がないことから、提案の「田園交響ホール」でよいと考える。
- 教育委員会 たんば田園交響ホールは、ベートーベン交響曲第6番田園をもじって命名されており、音響がよいホール100選にも選ばれている。
- 類似名称施設については、広島県庄原市「田園文化ホール」、岩手県柴波郡矢巾町に「田園ホール」があるが、「田園交響ホール」は篠山にしかない名称である。
- 恒田委員 名称の選定にあたりどのような意見があったのか。

教育委員会	当初事務局案として教育委員会へは「丹波篠山市立丹波篠山田園交響ホール」への名称変更を上程したが、市名が変わるからといって、それにあわせてホールの名称を変更することについて疑問が呈され、現在、通称名として「田園ホール」あるいは、「交響ホール」が定着していること、また、ホール運営委員に意見聴取したところ、「交響ホール」でよいとの意見が8割、「たんば」をとるのは捨てるのがたいとの意見が2割あったが、大半は、「田園交響ホール」でよいとの意見であった。そうした意見を踏まえ、臨時教育委員会に「田園交響ホール」への名称変更を提案し、承認された。
隅田委員長	今後、他の自治体で「田園交響ホール」の名称が使用されないように制限をかけることはできないのか。
教育委員会	「田園交響ホール」は、質で勝負したいと考えている。制限を設けることは難しいと考えるが、ほかのホールで「田園交響ホール」の名称が採用されることはないと考える。
河南委員	市内外からも「田園ホール」、「交響ホール」で呼ばれており、「たんば」をとる方が適当と考える。

日程第3 議案第21号 篠山市立篠山総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例

【主な説明】

議案説明資料に基づき説明

【主な質疑】

安井委員	篠山総合スポーツセンターの指定管理者は篠山スポーツネットワークであり、その代表者が美津濃(株)となっている。運営財源確保という面からも、そのミズノにネーミングライツをお願いするなどしてはどうか。また、そうした検討はしているのか。
教育委員会	西紀運動公園については、施設運営の安定を目的にキリンビバレッジスタジアムとしてネーミングライツを導入している。スポーツセンターについては、これまでそうした検討は行っていないが、ご意見を踏まえ、検討課題としたいと考える。
恒田委員	市名変更に伴い、名称内の「篠山」という文言が、市内の特定地域を指す地名となることから、市全域を指す「丹波篠山」の名称に変更

しようとするものとの提案説明があった。しかしながら、現状、B & G 体育館や川代体育館、西紀体育館、今田体育館などが旧町ごとであり、篠山地区にあるスポーツセンターの名称は、今のままでもよいのではないか。

教育委員会

スポーツセンターは、ほかのスポーツ施設と比べて市外の方の利用が非常に多く、平成 29 年度実績では全体で 38% の利用があった。トレーニングルームは市内の方の利用が多いが、体育館 49%、武道場 52% が市外の方の利用で、グラウンドも含め、市外の方の利用が非常に多い。他にはない名称である「田園交響ホール」とは異なり、「総合スポーツセンター」という名称は全国に非常に多く存在しており、一般的な地域の複合スポーツ施設の名称であることから、そうした施設と区別するために、また、市外の方の利用が多いことも考慮し、「丹波篠山」を施設名称に加え、認知いただきやすいようにしたいと考える。

恒田委員

篠山産業高校前の誘導看板は書き換えるのか。

教育委員会

名称変更とともに、書き換えを予定している。

日程第 2 議案第 20 号 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

【主な説明】

議案説明資料に基づき説明

【主な質疑】

安井委員

篠山伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限を緩和した場合、放水銃の設置が義務づけられるということか。

教育委員会

建築基準法の制限を緩和することで、すぐに放水銃の設置が必要となるわけではなく、金属板を剥がして茅葺屋根に復原する際に放水銃の設置が必要になる。

安井委員

放水銃の設置は個人が行うのか、行政が整備するのか。

教育委員会

放水銃の整備にあたっては、行政として一定の費用負担は必要と考えている。

隅田委員長

そもそも建築基準法を緩和するということはどういうことか。

教育委員会

伝建地区の建物は建築基準法に適合していない場合があり、伝建地

	<p>区の景観を守るためには建築基準法の規制を一部外す必要がある。国土交通省の承認を得れば条例で規制を緩和できている。</p>
安井委員	放水銃の整備にはどの程度費用がかかるのか。
教育委員会	放水銃の整備にあたっては、専用の貯水槽の設置も必要となり、約1,000万円程度かかる。また、放水銃は一基あたり3～400万円程度であると認識している。
隅田委員長	屋根の制限の緩和の対象となる伝統的建造物を4件追加することであるが、対象とすることについて行政から働きかけたのか、あるいは、所有者から打診があったのか。
教育委員会	今回、伝統的建造物として特定することに同意いただいたことから、伝統的建造物として追加するものである。
恒田委員	金属板に覆われていない茅葺の建物も緩和対象として追加することであるが、今回の条例改正で、現状、金属板葺の建物以外も緩和対象となるのか。
教育委員会	茅葺を復原する場合だけでなく、茅葺の建物の大規模修繕を行う場合にも建築基準法第22条の規制がかかってくるため、緩和対象とする必要がある。
恒田委員	福住伝建地区では鉄板を外して茅葺屋根を復原した事例があるが、同様の規制があるのか。
教育委員会	福住地区は篠山地区と異なって、密集地域ではなく、建築基準法第22条に規定する屋根葺き材の不燃化の義務付けがない。 伝建地区でも篠山地区だけが、建築基準法第22条による規制を受けている。

■表決

- | | |
|----------|---|
| 議案第 9 号 | 篠山市自治基本条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 20 号 | 篠山市篠山伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 21 号 | 篠山市立篠山総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 22 号 | 篠山市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 23 号 | 篠山市立たんば田園交響ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |

— 討論なし、全員賛成で可決 —

隅田委員長 この結果を含め、各委員との質疑、答弁の内容について、審査報告を行いたい。報告については、委員長に一任いただきたい。

 また、本日の会議の記録については、事務局に調製させ、正副委員長において内容確認を行いたい。

— 異議なし —

■その他

隅田委員長 所管事務調査について、協議願いたい。

— 意見なし —

隅田委員長 年間計画に基づき所管事務調査を行いたい。なお所管事務調査の閉会中調査事件申し出については、「行財政運営に関すること」、「総務管理に関すること」、「教育行政に関すること」を報告し、その調査内容については、正副委員長に一任いただきたい。

— 異議なし —

隅田委員長 閉会宣告